道路排水施設への排水同意の申請手続きについて

令和７年３月18日

高知県高知土木事務所　道路管理課

道路排水施設（以下、「道路側溝」という。）は、本来、道路の路面の排水処理のために設置されたものであり、民地からの排水を想定して造られたものではありません。そのため、構造上の問題から、路面排水以上の容量を受け入れることはできません。

ただ、当該道路側溝が、法定外公共物である水路の機能回復を行った併用施設であり、なおかつ、下水道が敷設されていない等のやむを得ない事情がある場合に限り、その是非を判断し、条件を付したうえで道路側溝への排水に同意することができます。

高知県高知土木事務所長（以下「高知土木」という。）が所管する道路側溝への排水については下記により審査・判断しますので、まずは条件等に合致しているか等を確認のうえ、ご相談ください。

１　排水同意の対象

下記に限定されます。

１）浄化槽法第２条に規定する浄化槽（合併浄化槽）からの放流水

　　２）雨水

上記について、高知土木が行う審査の結果、道路側溝の汚損、汚泥等の堆積、異臭・

悪臭等を招く恐れがあると判断したものやその他の理由により道路管理者が不適切と

判断したものには同意できません。

２　排水同意を行う条件

道路側溝の容量規制を緩和するものとして、当該道路側溝が法定外公共物である水路

の機能回復を行った併用施設であることのほか、以下の項目を全て満たす必要がありま

す。

　　１）合併浄化槽からの放流水

①「高知県開発許可の手引き（技術基準）※」（以下「技術基準」という。）に沿っ

たものであること。

　　※高知県土木部都市計画課ホームページに掲載されています。

②道路側溝以外に放流先がないこと。

　　下水道法に規定される下水管が設置されている地域での同意はできません。ま

た、他に排水可能な公共用水域（河川、港湾等）がある場合も同様です。

③道路側溝の処理能力に余裕があること。

※調整池等の設置を条件に加える場合があります。

④その他、高知土木が提示する条件に合致すること。

２）雨水

　　高知県の取り扱いとして、原則、雨水の排水は認めていません。ただ、開発行為等

　への影響を鑑み、上記１）に準じて認める場合があります。

３　申請手続き

　　　排水同意を申請される場合は、以下の方法により手続きをお願いします。

（１）事前相談・協議

　　　　審査に必要な資料（位置図や設計図等※次条に規定する申請書への添付書類に準

ずる）が準備できましたらご連絡ください。協議日時を設定します。

協議の際には、まず、「対象かどうか」「条件に合致するかどうか」の確認を行い

ます。合致しないものは受付けることができませんので、ご注意ください。

協議の結果、同意できるとなれば、次条により申請を行うとともに、排水管等の

設置工事の申請を行ってください。

（２）排水同意申請

　　１）申請書類

　　　①合併浄化槽からの放流水　　･････　別紙様式１

　　　　合併浄化槽の設置に伴う排水同意

　　　②雨水　･････　別紙様式２

ア　「都市計画法（第29条）」の開発許可申請に必要な同意（同法第32条に

基づき必要）

イ　「宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第２項第４号）」に基づく工事

の許可申請に必要な同意

　　　　　　ウ　その他の法令等に基づき必要な同意

２）添付書類　･････　任意（様式等の規定なし）

　　　下記の資料は審査のために必要と思われるものの一例です。これら以外にも提

出を求める場合があります。

〈共通〉

　　　・位置図（広域、詳細（住宅地図程度））

　　　　　県道と排水予定場所の位置関係がわかるようにしてください。

　　※既存の地図を使用される場合は著作権にご注意ください。

　　　・測量図、平面図等

　　　・設計図（排水計画図、接続図　等）

　　　　　排水施設の配置場所、形状（排水管の管径、延長等）、埋設深がわかるもの

　　　　　その他、詳細がわかるもの（断面図、構造図　等）

　　　　　　※流水経路を矢印で示してください。

　　　・現況写真（全景、詳細）

　　　　　排水予定場所の状況が確認できるもの

　　　・公図、登記事項要約書等の写し　※必要に応じて

〈個別〉

　　　　　①合併浄化槽からの放流水

・浄化槽の処理能力が確認できる資料（形式適合認定書等）の写し

②雨水

　　　　　・計画雨水量と排水量が比較できる計算書（「技術基準」参照）

・管理者の同意が必要であることが規程された根拠書類

３）資料作成に当たっての留意点

　　・設置物や設置方法等が各種法令・基準等に沿ったものになっているか審査す

る必要がありますので、添付資料は「読みやすい」「わかりやすい」ものとなる

ようにご留意ください。

・工事設計書等の既存資料を流用する場合は、該当箇所（掘削・埋設箇所、設置

する占用物等）の詳細が明確になるように、拡大、別図を作成、○印で囲む、色

付け等の工夫をしてください。

・PDFの場合、小さい字等は潰れる場合もありますので、提出前に必ず確認し、

読み取りづらい場合は拡大、修正等をしてください。

（３）排水施設の設置工事申請

　　１）申請種別

排水同意とは別に、道路法第24条に基づく道路工事の施行承認申請又は同法第

32条に基づく道路占用許可申請が必要となる場合があります。状況によって異な

りますので、ご相談ください。

　　　２）申請手続き、提出書類等

　　　　　別途規程

　　　　　　※添付書類は、同意申請書に添付したものに準ずる。

４　申請者の遵守事項等

・関係法令等を遵守し、工事の施工方法や設置物はそれぞれの基準や条件に沿ったも

　　　のとすること。

・技術基準に基づき、必要に応じて放流先の道路側溝を改修または民地側に調整池を

設けるなど、道路側溝の処理能力を超える計画としないこと。

・土砂やゴミ等を道路側溝に流出させないこと。流出し土砂等を堆積させた場合は速

やかに取り除くこと。

・その他、高知土木が行う指示及び提示する条件に従うこと。

５　その他

　　○過去に同意した事案と同一のもの（変更等がないもの）への同意申請は受理しませ

　　ん。

○開発許可申請等を行うにあたり、法令規則で「管理者の同意が必要」と規程されれ

ているもの以外に対しては、原則、同意書の交付はいたしません（協議は必要）。

○特段の事情等があり、本手引きによれない場合は、ご相談ください。